

岐阜市福介号外
平成30年9月4日

指定訪問介護相当サービス事業者 様

岐阜市介護保険課長

岐阜市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正について（依頼）

日頃は、本市の介護保険行政に御協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、平成30年8月30日付け「岐阜市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」について、下記の記載内容を改めました。なお、いずれも施行日は平成30年10月1日となります。

つきましては、改正内容について御確認いただき、10月1日以降、改正後の基準に適合した事業運営を行っていただくようお願いいたします。

また、改正後の要綱につきましては、岐阜市ホームページに掲載しますので、御確認ください。重ねてお願いいたします。

記

1 改正理由

地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発069001号厚生労働省老健局長通知別紙）の改正に伴い、訪問介護員等の定義を改め、並びにサービス提供責任者の責務に関する事項及び指定訪問介護相当サービス事業者の禁止事項を加えるため。

2 改正概要

(1) 訪問介護員等の定義の改正（第6条第1項）

ア 生活援助従事者研修の修了者について総合事業の訪問型サービス（生活援助が中心である場合に限る。）に従事することを可能とするため、引用する条項を次のとおり改める。

「旧法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法）第8条の2第2項」

→「法（介護保険法）第8条第2項」

イ アの改正に伴う字句の整理（第2条第1号）

(2) サービス提供責任者の責務の追加（改正後の第26条第3項第2号の2）

サービス提供責任者の責務として、次の事項を加える。

「地域包括支援センター等に対し、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。」

(3) 指定訪問介護相当サービス事業者の禁止事項の追加（改正後の第33条の2）

指定訪問介護相当サービス事業者について、ケアプランの作成又は変更に関して地域包括支援センター等の介護支援専門員や利用者等に対し、利用者にとって必要のないサービスを位置付けるよう求めることやその他の不当な働きかけを禁止する規定を加える。

3 施行日

平成30年10月1日

※ホームページ掲載場所

[岐阜市ホームページ](#) > [組織別索引](#) > [介護保険課](#) > [事業者の皆様へ](#) > [新しい介護予防・日常生活支援総合事業について](#)

岐阜市福祉部介護保険課 支援係

担当：岩城・渡邊

TEL：058-214-2093（ダイヤルイン）

FAX：058-267-6015